

# 幕別町議会の議員定数及び議員報酬のあり方（素案）

## 1 議論に至る背景

近年、全国的に地方議会における議員のなり手不足が深刻化しており、無投票や定数割れの事例が数多く見られるようになっている。幕別町においても、令和5年の町議会議員選挙では、昭和22年の町制施行以降初めて無投票となり、将来の議会運営に対する不安が顕在化したものである。

さらに、人口減少や少子高齢化が進む中で、町政を支える議会の役割は大きくなっている、議会が持続的に機能を果たせる体制づくりが求められている。

こうした背景を踏まえ、幕別町議会では平成26年に制定した議会基本条例の趣旨に沿い、議員定数と議員報酬のあり方について、令和6年11月以降、議会運営委員会で議論を重ねてきたものであり、本素案は、これまでの議論を整理し、住民の方々とも共有しながら、今後の方向性を考えていくためにまとめたものである。

## 2 議論の視点

議員定数及び議員報酬についての議論にあたっては、幕別町議会基本条例第18条に規定する議員定数及び第19条に規定する議員報酬等など、次の視点を重視している。

- (1) 議会が町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映できる体制を維持するとともに、本会議や委員会で十分な議論を行い、政策をチェック・提案できる議会機能を確保すること。
- (2) 人口減少や財政状況などに加え、今後の議会のあるべき姿と議会に求められる改革の必要性を勘案し、将来にわたって持続可能な体制を築くこと。
- (3) 議員の職務・職責に相応しい報酬水準とし、多様な人材が議会に参画しやすい環境を整えること。

(参考) 幕別町議会基本条例（抜粋）

（議員定数）

第18条 議員の定数は、人口、面積、財政力及び町の事業課題並びに類似町村等との比較検討をするとともに、多様な町民意思を十分に反映でき、かつ、合議制の機関として活発な議論が可能となるよう、総合的な観点から決定するものとする。

（議員報酬等）

第19条 議員報酬等は、そのあり方を含め、その額が議員の職務及び職責に見合うよう適時に見直しをするため、幕別町特別職給料及び議員報酬審議会条例に定める審議会の意見を参考にするものとする。

### 3 議員定数について

幕別町議会において「適正と考える議員定数」は、

**17人～19人**

(現行19人)

<主な理由・論点>

#### 19人 (現状維持)

- 町民意思を的確に把握し、町政に反映すること。
- 常任委員会における活発な議論を保障し、十分な審議体制を確保すること。
- 合併町独自の行政課題や人口減少下の地域課題など様々な課題解決に向けた対応が求められること。
- 議事機関としての役割と機能を充実・強化すること。
- 多様な人材が議会へ参画できる環境を保持すること。

#### 17～18人 (削減)

- 人口減少に対応した定数に見直すこと。
- 人口、面積、財政力の類似町村等との比較でやや多い現状であること。
- 意思決定の迅速化と議論の質の向上を図ること。
- 常任委員会を再編し、議会運営の効率化を図ること。
- 前回選挙での無投票を重く受け止め、将来を見据えた効率的な体制を構築すること。

#### 4 議員報酬について

幕別町議会において「適正と考える議員報酬」は、

**月額 262,000円～**

**月額 312,000円**

(現行212,000円)

<主な理由・論点>

- 議員の職務、職責及び活動量を考慮すること。（全国町村議会議長会から示された原価方式による報酬額の算定）
- 近隣町村及び類似町村等との均衡を考慮すること。
- 多様な人材が議会へ参画できるように考慮すること。

## 5 議論の過程について（会議等の要旨）

### （1）令和6年11月19日(火) 議会運営委員会

- 十勝管内町村議会における議員定数及び議員報酬等の見直しに向けた検討状況について情報共有した。

### （2）令和6年12月10日(火) 議会運営委員会

- 全国の町議会や類似団体における議員定数について情報共有した。

### （3）令和6年12月17日(火) 議会運営委員会

- 議員定数及び議員報酬等の見直しに係る検討スケジュール（案）の検討を開始し、次回から議員定数及び議員報酬等の見直しに係る議会運営委員会として議論を進めることとした。

### （4）令和7年1月10日(金) 第1回議会運営委員会

- 検討スケジュール（案）について、各会派での議論を深めることを確認するとともに、検討に向けて意見交換を行った。
- 議論の背景に人口減少や少子高齢化による町議会の将来への不安を共有した。
- 定数削減には財政的効果や効率化の利点があるが、議会の監視機能低下の懸念もあるとし、議員報酬は水準の低さが課題であるとの意見が出された。

### （5）令和7年1月16日(木) 第2回議会運営委員会

- 各会派での議論などを踏まえ、検討スケジュールを決定した。
- 今後の進め方として、議員定数と議員報酬の見直しを優先し、その後に政務活動費の導入について議論していくことを確認した。
- 議論にあたっては、議会の役割と存在意義を高めるにはどうあるべきか、委員会運営や住民対応等の視点を重視すべきとの意見が出された。
- 定数削減は、合理性がある一方で議会活動の停滞を招く恐れがあるとの意見や報酬は単なる金額論ではなく、「町民が納得できる説明」が不可欠との認識で一致した。
- 今後は、住民意見を反映する方法を探りつつ、具体的な方向性をまとめていく流れを確認した。

#### (6) 令和7年2月21日(金) 第3回議会運営委員会

- 幕別町の人口の推移、行政面積による類似団体や合併町の議員定数の状況について、情報共有した。
- 議会基本条例の検証時における各会派の意見を基に、議員定数について、「維持」と「削減」の両論の考え方を整理し、削減は効率化や財政的効果があるが、「維持」は議会力を確保できる利点があるとした。
- 議員数の減少が委員会運営や多様な意見集約に与える影響について議論するとともに、報酬は「なぜ改定が必要か」を町民に丁寧に説明する責任があることを共有した。
- 次回は、全員協議会で各議員から適正と考える議員定数について、意見・考えを聴取することを確認した。

#### (7) 令和7年3月4日(火) 第1回全員協議会

- 議会運営委員会で示された資料を共有したうえで、議員定数のあり方と適正と考える議員定数について、各議員の意見・考えを聴取した。

#### (8) 令和7年3月12日(水) 第2回全員協議会

- 前回に引き続き、適正と考える議員定数について、各議員の意見・考えを聴取した結果、削減9人、現状維持7人、増員1人となった。
- 議員定数と議員報酬のあり方は、引き続き議会運営委員会で議論していくことを確認した。

#### (9) 令和7年3月19日(水) 第4回議会運営委員会

- 全員協議会で聴取した各議員の意見を踏まえ、議員定数は「現状維持」と「1～2名程度削減」の両案が並立した。
- 議員定数の削減は、住民に説明しやすい反面、活動範囲の狭まりが懸念され、議員定数の維持は、議会機能を保つ利点がある。
- 議員報酬は、町民への説明方法が最大の課題であり、意見交換会や広報資料の工夫が必要との意見が出された。
- 議会への信頼維持には、透明性を高める取組が不可欠との意見が大勢を占めるとともに、議員定数の数値論の議論する前に議会のあるべき姿（議会像）について議論し整理すべきとの認識で一致した。

#### (10) 令和7年4月14日(月) 第5回議会運営委員会

- これまでの議論を踏まえ、「今後、幕別町議会はどうあるべきか」、「広報広聴委員会の活性化」、「住民との距離縮小策」など議会のビジョンや機能強化策について議論した。
- 議員活動の見える化や若年層などにターゲットを絞りSNSの活用などによる広報活動が重要との意見が出された。

#### (11) 令和7年4月30日(水) 第6回議会運営委員会

- 幕別町議会のあり方に関して、「住民との距離縮小策」と「委員会の活性化策」について議論した。
- 議会に対する興味や関心を高め、理解を深めてもらうための取組や議会との関わりや接点をもってもらう機会の構築、さらに、常任委員会の専門性を高め、議論を深めるための方策について様々な意見が出された。

#### (12) 令和7年5月9日(金) 第7回議会運営委員会

- 議員のなり手不足に着目した対策において、「住民との距離縮小策」や「委員会の活性化策」につながる他自治体の先行事例について情報共有した。
- 他自治体の先行事例とこれまでの議論を踏まえ、「住民との距離縮小策」については、議会サポーター制度の導入や議員の学校の取組など今後も継続して検討することとし、「委員会の活性化策」については、委員会中心主義下での機能最適化を考える必要性を確認するなど、目指すべき議会像を明確化するため議論を深めた。

#### (13) 令和7年6月19日(木) 第8回議会運営委員会

- 他自治体における常任委員会の設置状況について情報共有し、常任委員会のあり方について議論した。
- 委員会における議論の保障と専門性維持の観点と委員会の効率化の観点による本町の4常任委員会体制の意義や課題、妥当性などについて討議した。

#### (14) 令和7年6月25日(水) 第9回議会運営委員会

- 議会広報委員会等の設置状況や常任委員の複数所属制の採用状況について情報共有した。

- これまでの議論を踏まえ、議員定数のあり方について、各委員の意見・考えを聴取し、議員定数については、「現状維持から2人程度の削減」とする案で整理することを確認するとともに、次回の会議から議員報酬について議論していくこととした。

#### (15) 令和7年7月3日(木) 第10回議会運営委員会

- 幕別町の議員報酬の推移、他自治体の議員報酬の状況及び議員報酬の試算例などについて情報共有し、議員報酬のあり方について議論を開始した。
- 現行の議員報酬は、低い水準にあり、改定の必要性があることについての共通認識を持った。
- 議員報酬の算定方法として、全国町村議会議長会から示された「原価方式」（同じ公選職である町長の活動量に対する議員の活動量の割合を町長給料額に乗じて算出する方法）により試算することとした。
- 議員定数と議員報酬のあり方については、住民との意見交換の場を設けることが必要との意見で一致した。

#### (16) 令和7年7月16日(水) 第11回議会運営委員会

- 北海道最低賃金と人事院勧告の推移及び原価方式による議員報酬額の試算結果について情報共有し、議員報酬のあり方について議論した。
- 議員報酬の改定は、平成10年4月を最後に27年間行われておらず、この間の社会情勢の動向や議員の活動量に基づく原価方式の試算結果などから、ある程度の増額は必要との意見と、財政負担や住民理解を勘案すると大幅な増額は難しいとの意見が出された。
- 今後は、他自治体における議員報酬の改定事例なども参考に議論を深めるとともに、住民との意見交換会の実施方法について協議することを確認した。

#### (17) 令和7年7月24日(木) 第12回議会運営委員会

- 他自治体における議員報酬の改定状況や改定額の積算根拠などについて情報共有し、議員報酬のあり方について議論した。
- 他自治体では、原価方式を用いた算定により議員報酬の改定が行われている事例が多く、七飯町や中標津町においては、定数削減と報酬増額をセットで実施していることを確認した。
- 幕別町は、道内の人口2万人以上の町で議員報酬が最も低く、全国135

町村の平均と比較しても低い水準にあることを共通認識した。

- 今後のスケジュールとして「9月までに素案作成」「10月に町民との意見交換会」を実施することを確認した。

**(18) 令和7年7月25日(金) 議員研修会（講演：持続可能な地方議会の覚悟と展望（定数と報酬はどうあるべきか）**

- 講師からは、「住民自治の根幹は議会である」という強いメッセージが語られ、議員定数や報酬についての議論は、単なる「数」や「コスト」だけで論じるのではなく、議会の「存在力」や「多様性の確保」といった観点から捉える必要性が示された。
- ジェンダーや世代、職業経験など、多様な背景を持つ人々が議会に参画することによってこそ、住民の多様な声を反映し、真に民意に基づいた政策決定が可能になる。多様性を欠いた議会では、二元代表制の意義が損なわれてしまうという指摘は、重要な視点であった。

**(19) 令和7年8月5日(火) 第13回議会運営委員会**

- 適正と考える議員報酬について、各委員の意見・考えを聴取した。議員報酬の改定は将来を見据えて行うことを共通認識したが、具体的な金額や根拠などについては、次回の会議で議論を深め、方向性を見出だすことを確認した。
- 町民との意見交換会の開催日時、会場及び周知方法などを決定した。

**(20) 令和7年8月26日(火) 第14回議会運営委員会**

- 適正と考える議員報酬について、各委員の意見・考えを聴取した結果、原価方式による試算結果や将来を見据えた報酬額とすべきとの観点から、一定程度の増額は必要との意見と、これまでの社会経済状況や住民理解を勘案し大幅な増額は難しいとの意見が分かれた。
- これらの意見などを踏まえ、委員長から目安とする報酬額について提案がなされ、次回の会議で議論することを確認した。

**(21) 令和7年9月3日(水) 第15回議会運営委員会**

- 前回の会議で委員長から提案がなされた報酬額を踏まえ、各委員の意見・考えを聴取し、議論を重ねた結果、議員報酬については、「262,000円から312,000円」とする案で整理することを確認した。

- 議員定数及び議員報酬のあり方（素案）については、次回の会議で審議することとし、今定例会会期中の決算審査特別委員会終了後に全員協議会を開催することを確認した。
- 町民との意見交換会は、全議員で対応することを決定した。

(22) 令和7年9月11日(木) 第16回議会運営委員会

- 議員定数及び議員報酬のあり方（素案）について審議し、内容を整理した。
- 町民との意見交換会のスケジュールや役割分担について確認した。

(23) 令和7年9月19日(金) 第3回全員協議会

- 議員定数及び議員報酬のあり方（素案）について説明し、全議員で内容を共有した。
- 町民との意見交換会は、全議員で対応するとともに、スケジュールや役割分担について確認した。
- 意見聴取では、素案を尊重する旨の意見のほか、意見交換会に向けて、素案を早期に情報提供すべきとの意見が出された。

(24) 令和7年9月25日(木) 第17回議会運営委員会

- 議員定数及び議員報酬のあり方（素案）を決定した。
- 町民との意見交換会前に議会運営委員会を開催し、当日の準備及び確認を行うとともに、参加者アンケートの内容を整理することとした。
- 今後の検討スケジュールを確認した。

## 6 参考資料について

### (1) 議員定数

#### ○ 人口推移（合併後）【資料14頁】

幕別町は合併後から人口減少が続いている、有権者一人あたりの議員数は増加しており、議員定数の在り方を考える上で大きな背景となっている。

#### ○ 議員定数の変遷【資料15頁】

幕別町の議員定数は、昭和22年に26人でスタートし、平成18年の合併により30人に増えたが、以後の平成19年に20人、令和元年からは19人となり現在に至っている。時代に応じて議員定数を削減しており、投票率も年々低下している。

#### ○ 全国743町議会の議員定数【資料16頁】

全国743町議会のうち、幕別町の議員定数（19人）は音更町の議員定数（20人）に次いで、2番目に多い議員定数となっている。

#### ○ 類似団体（人口・財政力指数）との議員定数の比較【資料17頁】

全国743町議会のうち、幕別町の人口（令和6年7月1日現在で25,400人）と類似する26町議会（人口が22,000人以上28,000人未満で第3次産業の就業人数が60%以上）における議員定数は、10人から18人（平均では約14人）で、これらの類似団体と比較すると幕別町の議員定数はやや多い状況にある。また、全国743町議会のうち、幕別町の財政力指数（令和5年度決算に基づく数値0.35）と類似する43町議会（財政力指数が0.34から0.36）における議員定数は、9人から18人（平均では約13人）で、これらの類似団体と比較すると幕別町の議員定数はやや多い状況にある。

#### ○ 類似団体（行政面積）との議員定数の比較【資料18～19頁】

全国743町議会のうち、幕別町の行政面積（477.6m<sup>2</sup>）と類似する道外の25町議会（行政面積が400km<sup>2</sup>以上）における議員定数は、10人から18人（平均では約14人）、類似する道内の61町議会（行政面積が400km<sup>2</sup>以上）における議員定数は、8人から20人（平均では約11人）で、これらの類似団体と比較すると、いずれも幕別町の議員定数がやや多い状況にある。

行政面積が広い町は、地域の声を幅広く反映するため、定数が多めに設定される傾向にあるが、地域の多様性を尊重しつつも、効率性をどう両立するかが課題である。

## ○ 合併町との議員定数の比較【資料20頁】

全国743町議会のうち、平成18年以降に合併し、令和6年10月末現在の人口が20,000人以上35,000人未満の9町議会における議員定数は、13人から18人（平均では約16人）となっており、これらの町議会と比較すると幕別町の議員定数はやや多い状況にある。

合併した町では、合併後から徐々に議員定数を減員している例が見受けられ、幕別町も合併時の議員定数を20人としたが、現在は19人としており徐々に合併時の地域バランスを尊重する必要性が薄れてきており、人口や財政状況に見合った議員定数に移行する傾向が見られる。

## ○ 常任委員会の設置状況【資料21～24頁】

全道129町議会のうち、幕別町と同様に4常任委員会を設置しているのは別海町のみであり、3常任委員会を設置しているのが40町議会（約31%）、2常任委員会を設置しているが68町議会（約53%）である。

現在の幕別町の議員定数（19人）では、広報広聴委員会を除く各常任委員会の委員が6人程度であり、議員定数が減れば、各常任委員会の委員数も減少することから、議員定数については、委員会活動のあり方と一体で議論する必要がある。

## （2）議員報酬

### ○ 議員報酬の性格【資料25頁】

議員報酬は生活給ではなく、職務遂行に対する役務の対価として支給される。地方自治法に基づき条例で定められており、全国町村議会議長会も国に対して報酬水準の改善や財政措置の充実を要望している。

議員の職務・職責に相応しい報酬水準として、適正な額を定めることが重要である。

### ○ 議員報酬の推移【資料25頁】

幕別町の議員報酬は、現行条例において昭和32年の年額33,000円（月額2,750円）から始まり、その後段階的に増額されてきた。昭和50年代以降は物価や社会情勢を踏まえた見直しが続き、平成10年から現在の212,000円となっている。議員報酬は長年にわたって改定を重ね、地域の物価水準をはじめ、他自治体の状況や町長の給料との均衡などを考慮して設定されてきた経緯がある。

## ○ 他自治体との議員報酬の比較【資料26頁】

全国926町村における議員報酬（月額）の平均は約22万円、全道129町における平均は約18.9万円、十勝16町における平均は約19.8万円である。

幕別町の議員報酬（21.2万円）は、これらと比較するとやや高いが、人口が類似する3町と比べると低い水準である。七飯町は28万円、中標津町は25.5万円、新ひだか町は24万円となっており、いずれも幕別町の報酬額より高い状況である。

## ○ 議員報酬の試算例【資料27～30頁】

議員定数を維持した場合と削減した場合の試算例として、例えば、議員定数を現状維持とし、議員報酬（月額）を262,000円（議長、副議長及び委員長も同じ割合で増額）とした場合では、総額で約1,860万円が増額となり、議員定数を2人削減した場合では、総額で約820万円が増額となる。

また、議員定数を現状維持とし、議員報酬（月額）を312,000円（議長、副議長及び委員長も同じ割合で増額）とした場合では、総額で約3,730万円が増額となり、議員定数を2人削減した場合では、総額で約2,500万円が増額となるなど、財政負担と担い手確保の両立を探るための試算例を検討した。

## ○ 議員報酬の改定状況【資料31～37頁】

道内129町のうち、29町（約22.5%）が令和4年4月以降に議員報酬の改定を行っており、見直す背景には、議員活動の実態と生活との乖離や担い手不足への危機感がある。

改定額は、1万円以上5万円未満の増額が21町（約72.4%）で、そのうち1万円以上3万円未満の増額が14町（約48.3%）で約半数を占めた。

一方、5万円以上の増額は4町（約13.8%）であるが、七飯町や中標津町など幕別町と人口が同規模の町で行われている。

## ○ 原価方式による算定【資料38頁】

議員報酬の妥当性を客観的に示す方法として、全国町村議会議長会から示された「原価方式」がある。公選職である町長の職務遂行日数に対する議員の活動日数の割合を、町長の給料に乗じて算定するものである。

近年、議員報酬を改定した七飯町や中標津町などではこの方式を採用し、増額改定を行っている。算定結果では、現行より高い額が適正とされる例が多く、幕別町においてもこの方式を参考にしながら適正額の算定を行うこととした。

## 参考資料 目次

### 1 議員定数

(1) 幕別町住民登録人口の推移（合併後）	14
(2) 議員定数の変遷（幕別町・旧忠類村）	15
(3) 全国743町議会の議員定数	16
(4) 類似団体の議員定数	17
(5) 全国743町議会のうち行政面積が400km <sup>2</sup> 以上の町	18
(6) 全国743町議会のうち合併町の議員定数	20
(7) 常任委員会の設置状況	21

### 2 議員報酬

(1) 議員報酬の推移	25
(2) 他自治体の議員報酬	26
(3) 議員報酬の試算例	27
(4) 議員報酬の改定状況（道内29町）	31
(5) 議員報酬の改定額（道内29町）	31
(6) 道内の町（人口2万人以上）の議員報酬	31
(7) 原価方式による議員報酬額の算定（試算）	38
(8) 北海道最低賃金・人事院勧告・議員報酬等の推移	39

### ○ 幕別町住民登録人口の推移（合併後）

	男	女	計	前年比	備考	議員定数	議員1人当たりの人口
平18. 3末	13,152人	14,330人	27,482人		忠類村と合併 9年間計 114人 (13人/年)	旧幕22・旧忠8	
平19. 3末	13,132人	14,313人	27,445人	△37人		旧幕22・旧忠8	
平20. 3末	13,057人	14,286人	27,343人	△102人		旧幕18・旧忠2	
平21. 3末	13,058人	14,306人	27,364人	21人		旧幕18・旧忠2	
平22. 3末	13,046人	14,292人	27,338人	△26人		旧幕18・旧忠2	
平23. 3末	13,083人	14,378人	27,461人	123人		旧幕18・旧忠2	
平24. 3末	13,110人	14,447人	27,557人	96人		20人	1,378人
平25. 3末	13,174人	14,473人	27,647人	90人		20人	1,382人
平26. 3末	13,213人	14,452人	27,665人	18人		20人	1,383人
平27. 3末	13,165人	14,431人	27,596人	△69人		20人	1,380人
平28. 3末	13,002人	14,346人	27,348人	△248人	5年間計 △1,091人 (△218人/年)	20人	1,367人
平29. 3末	12,924人	14,224人	27,148人	△200人		20人	1,357人
平30. 3末	12,846人	14,091人	26,937人	△211人		20人	1,347人
平31. 3末	12,709人	14,007人	26,716人	△221人		20人	1,336人
令2. 3末	12,640人	13,865人	26,505人	△211人		19人	1,395人
令3. 3末	12,596人	13,786人	26,382人	△123人	5年間計 △1,426人 (△285人/年)	19人	1,389人
令4. 3末	12,452人	13,661人	26,113人	△269人		19人	1,374人
令5. 3末	12,286人	13,492人	25,778人	△335人		19人	1,357人
令6. 3末	12,078人	13,340人	25,418人	△360人		19人	1,338人
令7. 3末	11,875人	13,204人	25,079人	△339人		19人	1,320人

### ○ 幕別町の人口動態

		令2. 3末	令3. 3末	令4. 3末	令5. 3末	令6. 3末	令7. 3末
増加	出生	140人	162人	138人	130人	119人	113人
	転入	932人	909人	876人	870人	851人	931人
	その他	13人	8人	14人	21人	13人	9人
減少	死亡	△312人	△324人	△372人	△409人	△364人	△390人
	転出	△971人	△874人	△915人	△932人	△965人	△998人
	その他	△13人	△4人	△10人	△15人	△14人	△4人
差引増減		△211人	△123人	△269人	△335人	△360人	△339人

### ○ 国立社会保障・人口問題研究所による幕別町の将来推計人口（令和5年推計）

	令2	令7	令12	令17	令22	令27	令32
男性	12,243人	11,742人	11,198人	10,607人	10,003人	9,391人	8,763人
女性	13,523人	12,996人	12,427人	11,794人	11,121人	10,392人	9,623人
計	25,766人	24,738人	23,625人	22,401人	21,124人	19,783人	18,386人

※令和2年は、国勢調査による実績値

### ○ 令和12年（5年後）、令和17年（10年後）の幕別町の人口推計 ※事務局推計

- 令和2年3月末から7年3月末の5年間の人口減少数  $\triangle 1,426 \text{人} \div 5 \text{年} = 285 \text{人} \Rightarrow \triangle 300 \text{人/年}$
- 令和12年  $25,079 \text{人} - 1,500 \text{人} (\text{300人} \times 5 \text{年}) = 23,579 \text{人}$
- 令和17年  $23,579 \text{人} - 1,500 \text{人} (\text{300人} \times 5 \text{年}) = 22,079 \text{人}$

社人研推計と近似値

○ 議員定数の変遷（幕別町議会議員選挙）

期数	任期	議員定数	立候補者数	選挙期日	投票率
第1期	S22.5～S26.4	26人	45人	S22.4.30	
第2期	S26.5～S30.4	〃	27人	S26.4.30	95.94%
第3期	S30.5～S34.4	〃	29人	S30.4.30	92.23%
第4期	S34.5～S38.4	〃	29人	S34.4.30	94.24%
第5期	S38.5～S42.4	〃	28人	S38.4.30	93.99%
第6期	S42.5～S46.4	〃	31人	S42.4.28	95.46%
第7期	S46.5～S50.4	〃	29人	S46.4.25	94.49%
第8期	S50.5～S54.4	〃	29人	S50.4.27	95.47%
第9期	S54.5～S58.4	〃	29人	S54.4.22	92.00%
第10期	S58.5～S62.4	〃	33人	S58.4.24	93.84%
第11期	S62.5～H3.4	〃	30人	S62.4.26	91.94%
第12期	H3.5～H7.4	〃	29人	H3.4.21	90.40%
第13期	H7.5～H11.4	〃	31人	H7.4.23	85.47%
第14期	H11.5～H15.4	〃	27人	H11.4.25	82.96%
第15期	H15.5～H19.4	22人	24人	H15.4.27	75.65%
第16期	H19.5～H23.4	幕18人 忠2人	幕20人 忠3人	H19.4.22	72.08% 80.75%
第17期	H23.5～H27.4	20人	21人	H23.4.24	68.79%
第18期	H27.5～H31.4	〃	21人	H27.4.26	68.48%
第19期	R元.5～R5.4	19人	21人	H31.4.21	61.94%
第20期	R5.5～R9.4	〃	19人	R5.4.23	無投票

○ 議員定数の変遷（旧忠類村議会議員選挙）

期数	任期	議員定数	立候補者数	選挙期日	投票率
第1期	S24.9～S28.9	16人	16人	S24.9.10	無投票
第2期	S28.9～S32.9	〃	23人	S28.9.1	96.48%
第3期	S32.9～S36.9	12人	18人	S32.9.1	96.10%
第4期	S36.9～S40.9	〃	14人	S36.8.27	
第5期	S40.9～S44.9	〃	16人	S40.8.12	
第6期	S44.9～S48.9	〃	13人	S44.8.31	
第7期	S48.9～S52.9	10人	12人	S48.9.2	97.50%
第8期	S52.9～S56.9	〃	11人	S52.8.28	97.42%
第9期	S56.9～S60.9	〃	10人	S56.8.30	無投票
第10期	S60.9～H元.9	〃	11人	S60.9.1	96.85%
第11期	H元.9～H5.9	〃	13人	H元.9.3	97.74%
第12期	H5.9～H9.9	〃	11人	H5.9.5	96.57%
第13期	H9.9～H13.9	〃	10人	H9.8.31	無投票
第14期	H13.9～H17.9	〃	13人	H13.8.26	93.98%
第15期	H17.9～H19.4	8人	8人	H17.8.23	無投票

## ○ 全国743町議会の議員定数

	議員定数														合計	
	20人	19人	18人	17人	16人	15人	14人	13人	12人	11人	10人	9人	8人	7人		
住基人口	50,000人超			1		1									2	
	45,000人超			2		2		1							5	
	40,000人超	1		2		5	2	1							11	
	35,000人超		1	2		9	1	3	1	1					18	
	30,000人超			2		6	1	13	1	3					26	
	25,000人超		2	1		10	1	6	6	1	1	1			29	
	20,000人超			2	1	7	5	14	3	5		3			40	
	15,000人超					19	2	33	9	22	1	4			90	
	10,000人超					13	7	49	14	50	12	13			158	
	5,000人超					1		18	12	79	23	58	7	8	206	
	4,999人以下									10	9	68	32	37	2	158
	合計	1	3	12	1	73	19	138	46	171	46	147	39	45	2	743
	うち道内	1	1			7	3	9	6	18	16	27	23	18		129
	うち十勝	1	1			1			3	5	3		1	1		16

- ① 定数20人 【道内】 音更 (42,757人)  
 ② 定数19人 【道内】 幕別 (25,400人)  
 ③ 定数18人  
 ④ 定数17人  
 ⑤ 定数16人 【道内】 新ひだか (20,356人) 、 芽室 外5  
 ⑥ 定数15人 【道内】 中標津 (22,327人) 外2  
 ⑦ 定数14人 【道内】 七飯 (27,296人) 外8  
 ⑧ 定数13人 【道内】 斜里 (10,600人)  
     清水、足寄、広尾 外2  
 ⑨ 定数12人 【道内】 長沼 (10,007人) 、 本別、池田、  
     士幌、大樹、新得 外12  
 ⑩ 定数11人 【道内】 栗山 (10,772人) 、 鹿追、上士幌、浦幌 外12  
     【道外】 養老 (26,142人) 外29  
 (岐阜)  
 ⑪ 定数10人 【道内】 当麻 (6,102人) 外26  
 ⑫ 定数9人 【道内】 奈井江 (4,763人) 、 豊頃 外21  
 ⑬ 定数8人 【道内】 豊浦 (3,534人) 、 陸別 外16  
 ⑭ 定数7人 【道内】  
     【道外】 岐南 (26,277人) 外119  
 (岐阜)  
     【道外】 川辺 (9,788人) 外15  
 (長崎)  
     【道外】 東彼杵 (7,375人) 外26  
 (愛媛)  
     【道外】 松野 (3,503人) 外1

- (1) 743町議会の約8割 (612自治体) は、人口20,000人未満の自治体である。
- (2) 人口区分ごとの議員定数の平均値は、人口数に比例している。  
 ① 3万人以上 (15人) ② 2万人以上、3万人未満 (14人)  
 ③ 1万人以上、2万人未満 (13人) ④ 1万人未満 (11人)
- (3) 議員定数が最も多いのは、定数20人の音更町、次いで定数19人の幕別町ほか2町である。
- (4) 人口2万人以上の131町議会における議員1人当たりの人口では、最も多いのは福岡県志免町 (定数14人・1人当たり3,306人) で、幕別町 (1,336人) は124番目 (下から8番目) である。  
 【少ない順】 ①高知県いの町 (定数18人・1,165人) ②福岡県福智町 (定数18人・1,167人)  
 ③宮城県加美町 (定数17人・1,245人) ④千葉県酒々井町 (定数16人・1,258人)  
 ⑤愛媛県砥部町 (定数16人・1,268人) ⑥北海道新ひだか町 (定数16人・1,272人)

## ○ 類似団体の議員定数

- 総務省財政状況調査に基づく類似団体のうち、令和6年7月1日現在の住基人口が22,000人以上28,000人未満で、第3次産業の就業人口が60%以上の26町議会を抽出する。
- 財政力指数は、令和5年度決算に基づく数値で、数値が大きいほど財政力が強い団体を示している。財政力指数が1以上の団体は、通常、普通交付税の不交付団体となる。

都道府県	町名	議員定数	令和6年7月1日現在の住基人口		議員1人当たりの人口		行政面積	議員1人当たりの行政面積	財政力指数
			人口	対幕別人口比	人口	対幕別人口比			
北海道	幕別町	19人	25,400人	1.00	1,336人	1.00	477.6km <sup>2</sup>	25.1km <sup>2</sup>	0.35
1 岩手県	矢巾町	18人	26,157人	1.03	1,453人	1.09	67.3km <sup>2</sup>	3.7km <sup>2</sup>	0.65
2 宮城県	大和町	16人	27,908人	1.10	1,744人	1.31	225.5km <sup>2</sup>	14.1km <sup>2</sup>	1.05
3 大分県	日出町	16人	27,874人	1.10	1,742人	1.30	73.3km <sup>2</sup>	4.6km <sup>2</sup>	0.58
4 埼玉県	小川町	16人	27,677人	1.09	1,729人	1.29	60.4km <sup>2</sup>	3.8km <sup>2</sup>	0.59
5 山梨県	富士河口湖町	16人	27,088人	1.07	1,693人	1.27	158.4km <sup>2</sup>	9.9km <sup>2</sup>	0.58
6 香川県	三木町	16人	26,995人	1.06	1,687人	1.26	75.7km <sup>2</sup>	4.7km <sup>2</sup>	0.53
7 佐賀県	みやき町	16人	25,780人	1.01	1,611人	1.21	51.9km <sup>2</sup>	3.2km <sup>2</sup>	0.41
8 青森県	おいらせ町	16人	25,112人	0.99	1,569人	1.17	71.9km <sup>2</sup>	4.5km <sup>2</sup>	0.46
9 香川県	綾川町	16人	23,057人	0.91	1,441人	1.08	109.7km <sup>2</sup>	6.9km <sup>2</sup>	0.48
10 宮城県	大河原町	15人	23,429人	0.92	1,561人	1.17	25.0km <sup>2</sup>	1.7km <sup>2</sup>	0.60
11 北海道	中標津町	15人	22,327人	0.88	1,488人	1.11	684.9km <sup>2</sup>	45.7km <sup>2</sup>	0.42
12 神奈川県	二宮町	14人	27,594人	1.09	1,971人	1.48	9.1km <sup>2</sup>	0.7km <sup>2</sup>	0.63
13 福岡県	水巻町	14人	27,567人	1.09	1,969人	1.47	11.0km <sup>2</sup>	0.8km <sup>2</sup>	0.50
14 北海道	七飯町	14人	27,296人	1.07	1,949人	1.46	216.7km <sup>2</sup>	15.5km <sup>2</sup>	0.45
15 栃木県	野木町	14人	24,932人	0.98	1,780人	1.33	30.3km <sup>2</sup>	2.2km <sup>2</sup>	0.75
16 徳島県	石井町	14人	24,758人	0.97	1,768人	1.32	28.9km <sup>2</sup>	2.1km <sup>2</sup>	0.49
17 広島県	熊野町	14人	23,504人	0.93	1,678人	1.26	33.8km <sup>2</sup>	2.4km <sup>2</sup>	0.49
18 神奈川県	湯河原町	14人	23,283人	0.92	1,663人	1.24	40.9km <sup>2</sup>	2.9km <sup>2</sup>	0.63
19 群馬県	吉岡町	14人	22,591人	0.89	1,613人	1.21	20.5km <sup>2</sup>	1.5km <sup>2</sup>	0.67
20 石川県	内灘町	13人	25,797人	1.02	1,984人	1.49	20.3km <sup>2</sup>	1.6km <sup>2</sup>	0.50
21 徳島県	北島町	13人	23,641人	0.93	1,818人	1.36	8.7km <sup>2</sup>	0.7km <sup>2</sup>	0.72
22 宮城県	美里町	13人	22,980人	0.90	1,767人	1.32	75.0km <sup>2</sup>	5.8km <sup>2</sup>	0.41
23 宮崎県	三股町	12人	25,685人	1.01	2,140人	1.60	110.0km <sup>2</sup>	9.2km <sup>2</sup>	0.44
24 奈良県	王寺町	12人	23,780人	0.94	1,981人	1.48	7.0km <sup>2</sup>	0.6km <sup>2</sup>	0.58
25 奈良県	三郷町	12人	22,410人	0.88	1,867人	1.40	8.8km <sup>2</sup>	0.7km <sup>2</sup>	0.44
26 岐阜県	岐南町	10人	26,277人	1.03	2,627人	1.97	7.9km <sup>2</sup>	0.8km <sup>2</sup>	0.89

- 議員定数は、全ての団体で幕別町を下回っている。  
【①18人 = 1 ②16人 = 8 ③15人 = 2 ④14人 = 8 ⑤13人 = 3 ⑥12人 = 3 ⑦10人 = 1】
- 人口が幕別町より多いのは13団体、少ないのは13団体  
【多い順 ①宮城県大和町27,908人 ②大分県日出町27,874人 ③埼玉県小川町27,677人】  
【少ない順 ①北海道中標津町22,327人 ②奈良県三郷町22,410人 ③群馬県吉岡町22,591人】
- 議員1人当たりの人口は、幕別町1,336人に対し、全ての団体が上回っている。  
【多い順 ①岐阜県岐南町2,627人 ②宮崎県三股町2,140人 ③石川県内灘町1,984人】  
【少ない順 ①香川県綾川町1,441人 ②岩手県矢巾町1,453人 ③北海道中標津町1,488人】
- 類似26団体の議員1人当たりの人口数の平均値1,757人を基に、幕別町の議員数を算出すると  
 $25,400\text{人} \div 1,757\text{人} = 14.46\text{人} \approx 14\text{人}$
- 議員1人当たりの行政面積は、最高値が北海道中標津町45.7km<sup>2</sup>、最低値が奈良県王寺町0.6km<sup>2</sup>
- 財政力指数は、全ての団体で幕別町を上回っている。  
上記以外に幕別町の財政力指数0.35の±0.1 (0.34~0.36) となる43団体の議員定数の状況  
①定数18 (1) ②定数17 (1) ③定数16 (4) ④定数15 (2) ⑤定数14 (12)  
⑥定数13 (3) ⑦定数12 (11) ⑧定数11 (1) ⑨定数10 (6) ⑩定数9 (2)

○ 全国743町議会のうち行政面積が400km<sup>2</sup>以上の町（北海道を除く）

人口：令和6年7月1日現在

区分	自治体名	人口 住基台帳	面積 (km <sup>2</sup> )	議員定数	議員一人当たりの 人口	議員一人当たりの 行政面積
1	新潟県 阿賀町	9,180	952.9	12	765.0	79.4
2	山形県 小国町	6,627	737.5	10	662.7	73.8
3	岩手県 岩泉町	7,929	992.4	14	566.4	70.9
4	福島県 只見町	3,748	747.5	12	312.3	62.3
5	群馬県 みなかみ町	17,103	781.1	14	1,221.6	55.8
6	福島県 南会津町	13,477	886.5	16	842.3	55.4
7	広島県 北広島町	17,084	646.2	12	1,423.7	53.9
8	岐阜県 摺斐川町	18,808	803.4	15	1,253.9	53.6
9	徳島県 那賀町	7,151	694.9	14	510.8	49.6
10	岩手県 西和賀町	4,754	590.8	12	396.2	49.2
11	愛媛県 久万高原町	7,020	583.7	13	540.0	44.9
12	岩手県 葛巻町	5,349	434.9	10	534.9	43.5
13	静岡県 川根本町	5,789	496.8	12	482.4	41.4
14	宮崎県 美郷町	4,575	448.8	11	415.9	40.8
15	青森県 深浦町	6,899	488.9	12	574.9	40.7
16	高知県 四万十町	15,135	642.2	16	945.9	40.1
17	長野県 木曽町	9,902	476.0	12	825.2	39.7
18	熊本県 山都町	13,034	544.8	14	931.0	38.9
19	岩手県 零石町	15,145	608.8	16	946.6	38.1
20	鹿児島県 屋久島町	11,443	540.5	16	715.2	33.8
21	島根県 邑南町	9,552	419.2	13	734.8	32.2
22	群馬県 中之条町	14,458	439.3	15	963.9	29.3
23	岡山県 鏡野町	12,136	419.7	15	809.1	28.0
24	宮城県 加美町	21,160	460.7	17	1,244.7	27.1
25	高知県 いの町	20,964	471.0	18	1,164.7	26.2

北海道	幕別町	25,400	477.6	19	1,336.8	25.1
-----	-----	--------	-------	----	---------	------

○ 道内129町議会のうち行政面積が400km<sup>2</sup>以上の町

人口：令和6年7月1日現在

	自治体名	人口 住基台帳	面積 (km <sup>2</sup> )	議員定数	議員一人 当たりの 人口	議員一人 当たりの 行政面積
1	足寄町	6,019	1,408.0	13	463.0	108.3
2	上川町	3,160	1,049.2	11	287.3	95.4
3	枝幸町	7,276	1,115.6	12	606.3	93.0
4	標茶町	6,886	1,099.4	12	573.8	91.6
5	新得町	5,330	1,063.8	12	444.2	88.7
6	幌加内町	1,237	767.0	9	137.4	85.2
7	滝上町	2,231	766.8	9	247.9	85.2
8	遠軽町	17,809	1,332.4	16	1,113.1	83.3
9	南富良野町	2,266	665.5	8	283.3	83.2
10	別海町	14,013	1,319.6	16	875.8	82.5
11	下川町	2,866	644.5	8	358.3	80.6
12	小平町	2,723	627.2	8	340.4	78.4
13	陸別町	2,132	608.9	8	266.5	76.1
14	中川町	1,300	594.8	8	162.5	74.4
15	平取町	4,503	743.1	10	450.3	74.3
16	遠別町	2,288	590.8	8	286.0	73.9
17	幌延町	2,053	574.1	8	256.6	71.8
18	新ひだか町	20,356	1,147.6	16	1,272.3	71.7
19	津別町	4,018	716.8	10	401.8	71.7
20	日高町	11,031	992.1	14	787.9	70.9
21	弟子屈町	6,498	774.3	11	590.7	70.4
22	八雲町	14,664	956.1	14	1,047.4	68.3
23	大樹町	5,304	815.7	12	442.0	68.0
24	浦幌町	4,125	729.9	11	375.0	66.4
25	置戸町	2,566	527.3	8	320.8	65.9
26	白糠町	7,040	773.7	12	586.7	64.5
27	雄武町	4,142	636.9	10	414.2	63.7
28	上士幌町	4,805	696.0	11	436.8	63.3
29	標津町	4,805	624.7	10	480.5	62.5
30	美深町	3,741	672.1	11	340.1	61.1
31	上ノ国町	4,189	547.6	9	465.4	60.8
32	豊頃町	2,908	536.7	9	323.1	59.6
33	厚岸町	8,269	739.1	13	636.1	56.9
34	苦前町	2,702	454.5	8	337.8	56.8
35	斜里町	10,600	737.1	13	815.4	56.7
36	むかわ町	7,351	712.9	13	565.5	54.8
37	新冠町	5,083	585.9	11	462.1	53.3
38	せたな町	6,823	638.6	12	568.6	53.2
39	豊富町	3,551	520.6	10	355.1	52.1
40	浦河町	11,289	694.2	14	806.4	49.6
41	美瑛町	9,329	676.8	14	666.4	48.3
42	今金町	4,503	568.1	12	375.3	47.3
43	厚沢部町	3,339	460.6	10	333.9	46.1
44	湧別町	7,948	505.7	11	722.5	46.0
45	広尾町	5,923	596.2	13	455.6	45.9
46	中標津町	22,327	684.9	15	1,488.5	45.7
47	新十津川町	6,264	495.5	11	569.5	45.0
48	蘭越町	4,427	449.8	10	442.7	45.0
49	清里町	3,657	402.7	9	406.3	44.7
50	羽幌町	6,010	472.7	11	546.4	43.0
51	浜中町	5,293	423.4	10	529.3	42.3
52	佐呂間町	4,680	404.9	10	468.0	40.5
53	浜頓別町	3,263	401.6	10	326.3	40.2
54	鹿追町	4,955	404.7	11	450.5	36.8
55	厚真町	4,266	404.6	11	387.8	36.8
56	芽室町	17,835	513.8	16	1,114.7	32.1
57	美幌町	17,531	438.4	14	1,252.2	31.3
58	清水町	8,810	402.3	13	677.7	30.9
59	白老町	15,229	425.7	14	1,087.8	30.4
60	当別町	15,207	422.9	15	1,013.8	28.2
61	幕別町	25,400	477.6	19	1,336.8	25.1
62	音更町	42,757	466.0	20	2,137.9	23.3

## ○ 全国743町議会のうち合併町の議員定数

※ 本資料は、全国743町議会のうち、平成18年以降に合併し、令和6年10月末現在の人口が20,000人以上35,000人未満の町を抽出したものである。

※ 合併時議員定数Ⓐは、合併時の条例において定めた議員定数である。

都道府県名	合併後 の町名	人口 (R6.10月末 現在)	合併 年月日	合併 種別	合併前の 議員定数	合併時の 議員定数 Ⓐ	現在の 議員定数 Ⓑ	定数減 の状況 Ⓐ-Ⓑ	摘要
北海道	幕別町	25,329人	H18.2.6	編入	幕別町 22人 忠類村 8人	30人	20人	19人	1人
1 沖縄県	八重瀬町	33,142人	H18.1.1	新設	東風平町 20人 具志頭村 16人	36人	20人	16人	4人
2 青森県	おいらせ町	25,150人	H18.3.1	新設	百石町 16人 下田町 16人	32人	16人	16人	0人
3 和歌山県	有田川町	25,065人	H18.1.1	新設	吉備町 16人 金屋町 14人 清水町 14人	44人	26人	16人	10人
4 宮城県	美里町	22,933人	H18.1.1	新設	小牛田町 18人 南郷町 16人	34人	18人	13人	5人
5 香川県	綾川町	22,906人	H18.3.21	新設	綾上町 12人 綾南町 16人	28人	18人	16人	2人
6 千葉県	横芝光町	22,161人	H18.3.27	新設	光町 16人 横芝町 15人	31人	18人	16人	2人
7 福岡県	福智町	20,731人	H18.3.6	新設	金田町 15人 赤池町 16人 万城町 15人	46人	20人	18人	2人
8 滋賀県	愛荘町	20,504人	H18.2.13	新設	泰莊町 12人 愛知川町 14人	26人	16人	14人	2人
9 北海道	新ひだか町	20,295人	H18.3.31	新設	静内町 18人 三石町 8人	26人	26人	16人	10人

※人口 (R6.10月末現在) の多い順としている。

(1) 本町と人口規模が類似する「青森県おいらせ町」、「和歌山県有田川町」の現議員定数は、16人。

(2) 「香川県綾川町」及び「北海道新ひだか町」は、令和7年3月に議員定数16人から14人へ改正済。（令和8年4月選挙から適用）

○ 常任委員会の設置状況 ※全国926町村中10町村が常任委員会未設置

(令和6年7月1日現在)

常任委員会 設置町村数	設置数別内訳				
	5委員会	4委員会	3委員会	2委員会	1委員会
全国916町村	4 (0.4%)	51 (5.6%)	312 (34.1%)	498 (54.4%)	51 (5.6%)
全道129町	— —	2 (1.6%)	40 (31.0%)	68 (52.7%)	19 (14.7%)
十勝16町	— —	1 (6.2%)	7 (43.8%)	8 (50.0%)	— —

(全道129町) ※下線は人口2万から2.5万人未満の人口同規模町

(1) 4常任委員会(広報広聴委員会を含む)・・・2町(1.6%)

- |               |        |        |        |
|---------------|--------|--------|--------|
| ① 幕別町 (定数19人) | 総務文教7人 | 民生 6人  | 産業建設6人 |
| ② 別海町 (定数16人) | 総務文教6人 | 福祉医療5人 | 産業建設5人 |

(2) 3常任委員会・・・5町(3.9%)

- |                |        |        |        |
|----------------|--------|--------|--------|
| ① 音更町 (定数20人)  | 総務文教8人 | 民生 6人  | 経済建設6人 |
| ② 中標津町 (定数18人) | 総務文教6人 | 厚生 6人  | 産業建設6人 |
| ③ 遠軽町 (定数16人)  | 総務文教6人 | 民生 5人  | 経済 5人  |
| ④ 駒知安町 (定数16人) | 総務 6人  | 厚生文教5人 | 経済建設5人 |
| ⑤ 岩内町 (定数15人)  | 総務 5人  | 社会文教5人 | 建設 5人  |

※ 中標津町は、令和6年9月から定数を15人に改正済(総務経済7人 文教厚生7人)

(3) 3常任委員会(広報広聴委員会を含む)・・・35町(27.1%)

- |               |        |        |       |
|---------------|--------|--------|-------|
| ① 白老町 (定数14人) | 総務文教7人 | 産業厚生7人 |       |
| ② 八雲町 (定数14人) | 文教厚生8人 | 総務経済8人 | ※重複あり |
| ③ 森町 (定数14人)  | 民生文教7人 | 総務経済7人 |       |
| ④ 日高町 (定数14人) | 総務民生8人 | 産業建設6人 |       |
| ⑤ 斜里町 (定数13人) | 総務文教7人 | 産業厚生6人 |       |

(4) 2常任委員会・・・64町(49.6%)

- |                 |        |        |
|-----------------|--------|--------|
| ① 新ひだか町 (定数16人) | 総務文教8人 | 厚生経済8人 |
| ② 釧路町 (定数16人)   | 総務厚生8人 | 産業文教8人 |
| ③ 莺室町 (定数16人)   | 総務経済8人 | 厚生文教8人 |
| ④ 余市町 (定数16人)   | 総務産建8人 | 民生教育8人 |
| ⑤ 七飯町 (定数14人)   | 総務経済7人 | 民生文教7人 |

(5) 2常任委員会(広報広聴委員会を含む)・・・4町(3.1%)

(6) 1常任委員会・・・19町(14.7%)

(十勝16町)

(1) 4 常任委員会・・・1町 (6.2%)

① 幕別町 ② 総務文教 ③ 民生 ④ 産業建設 ⑤ 広報広聴

(2) 3 常任委員会・・・7町 (43.8%)

① 音更町	② 総務文教	③ 民生	④ 経済建設
② 清水町	② 総務産業	② 厚生文教	② 広報広聴
③ 足寄町	② 総務産業	② 文教厚生	② 広報広聴
④ 新得町	② 総務厚生	② 産業文教	② 広報広聴
⑤ 大樹町	② 総務	② 経済	② 広報広聴
⑥ 本別町	② 総務	② 産業厚生	② 広報広聴
⑦ 鹿追町	② 総務文教	② 産業厚生	② 広報広聴

(3) 2 常任委員会・・・8町 (50.0%)

① 芽室町	② 総務経済	③ 厚生文教
② 士幌町	② 総務文教	② 産業厚生
③ 上士幌町	② 総務文教厚生	② 産業経済建設
④ 広尾町	② 総務	② 産業
⑤ 池田町	② 総務産業	② 文教厚生
⑥ 豊頃町	② 総務文教	② 産業厚生
⑦ 浦幌町	② 総務文教厚生	② 産業建設
⑧ 陸別町	② 総務	② 産業

## ○ 道内129町の常任委員会設置割合（広報広聴委員会を除く。）

(令和6年7月1日現在)

区分	3 常任委員会	2 常任委員会	1 常任委員会
道内129町	7町 (5.4%)	99町 (76.8%)	23町 (17.8%)

○ 議会広報委員会等の設置状況 ※全国926町村中17町村が議会広報紙を発行していない。  
 (令和6年7月1日現在)

広報発行 町村数	編集体制の設置根拠			
	特別委員会	常任委員会	議会運営委員会	単独条例・規程 ・申合せほか
全国909町村	344 (37.9%)	260 (28.6%)	11 (1.2%)	294 (32.3%)
全道129町	65 (50.4%)	42 (32.6%)	7 (5.4%)	15 (11.6%)
十勝16町	7 (43.8%)	7 (43.8%)	2 (12.4%)	—

(十勝16町)

(1) 特別委員会・・・7町 (43.8%)

- ① 音更町 広報特別委員会
- ② 士幌町 議会広報特別委員会
- ③ 上士幌町 議会だより編集特別委員会
- ④ 広尾町 議会広報特別委員会
- ⑤ 池田町 議会広報特別委員会
- ⑥ 豊頃町 議会広報特別委員会
- ⑦ 浦幌町 広報編集特別委員会

(2) 常任委員会・・・7町 (43.8%)

- ① 幕別町 広報広聴委員会
- ② 清水町 広報広聴常任委員会
- ③ 足寄町 広報広聴常任委員会
- ④ 新得町 広報広聴常任委員会
- ⑤ 大樹町 広報広聴常任委員会
- ⑥ 本別町 広報広聴常任委員会
- ⑦ 鹿追町 広報広聴常任委員会

(3) 議会運営委員会・・・2町 (12.4%)

- ① 芽室町 議会運営委員会
- ② 陸別町 議会運営委員会

## ○ 常任委員の複数所属制の採用状況

(令和6年7月1日現在)

常任委員会 設置町村数	複数所属制の採用		
	町村数	委員会 平均設置数	1委員会 平均定数
全国916町村	423 (46.2%)	2.9	6.9人
全道129町	63 (48.8%)	2.6	6.6人
十勝16町	9 (56.3%)	2.9	6.6人

(十勝9町)

- |                 |         |         |         |          |
|-----------------|---------|---------|---------|----------|
| (1) 幕別町 (定数19人) | 総務文教 7人 | 民生 6人   | 産業建設 6人 | 広報広聴 9人  |
| (2) 清水町 (定数13人) | 総務産業 7人 | 厚生文教 6人 |         | 広報広聴 6人  |
| (3) 足寄町 (定数13人) | 総務産業 7人 | 文教厚生 6人 |         | 広報広聴 12人 |
| (4) 新得町 (定数12人) | 総務厚生 6人 | 産業文教 6人 |         | 広報広聴 6人  |
| (5) 大樹町 (定数12人) | 総務 6人   | 経済 6人   |         | 広報広聴 6人  |
| (6) 本別町 (定数12人) | 総務 6人   | 産業厚生 6人 |         | 広報広聴 5人  |
| (7) 鹿追町 (定数11人) | 総務文教 6人 | 産業厚生 5人 |         | 広報広聴 10人 |
| (8) 豊頃町 (定数9人)  | 総務文教 6人 | 産業厚生 6人 |         |          |
| (9) 陸別町 (定数8人)  | 総務 7人   | 産業 7人   |         |          |

(全道63町中、広報広聴委員会以外の常任委員会の複数所属制は27町)

- |                  |          |           |         |
|------------------|----------|-----------|---------|
| (1) 俱知安町 (定数16人) | 総務 6人    | 厚生文教 6人   | 経済建設 6人 |
| (2) 八雲町 (定数14人)  | 総務経済 8人  | 文教厚生 8人   |         |
| (3) 栗山町 (定数11人)  | 総務教育 7人  | 産業福祉 6人   |         |
| (4) 新冠町 (定数11人)  | 総務産業 8人  | 社会文教 8人   |         |
| (5) 美深町 (定数11人)  | 総務住民 7人  | 産業教育 6人   |         |
| (6) 長万部町 (定数10人) | 総務10人    | 産業建設 10人  |         |
| (7) 標津町 (定数10人)  | 総務経済 7人  | 文教福祉建設 6人 |         |
| (8) 知内町 (定数10人)  | 総務文教 10人 | 経済民生 10人  |         |
| (9) 様似町 (定数10人)  | 総務産業 6人  | 社会文教 7人   |         |
| (10) 豊富町 (定数10人) | 総務産業 10人 | 予算決算 10人  |         |
| (11) 福島町 (定数10人) | 総務教育 6人  | 経済福祉 6人   |         |
| (12) 古平町 (定数10人) | 総務文教 7人  | 産業建設 7人   |         |
| (13) 清里町 (定数9人)  | 総務文教 7人  | 産業福祉 8人   |         |
| (14) 比布町 (定数9人)  | 総務 6人    | 産業建設 5人   |         |
| (15) 寿都町 (定数9人)  | 総務 6人    | 産業 6人     |         |
| (16) 愛別町 (定数9人)  | 総務福祉 9人  | 経済文教 9人   |         |
| (17) 壮瞥町 (定数9人)  | 総務 5人    | 経済 5人     |         |
| (18) 礼文町 (定数9人)  | 総務民教 5人  | 産業建設 5人   |         |
| (19) 滝上町 (定数9人)  | 総務文教 6人  | 産業建設 7人   |         |
| (20) 喜茂別町 (定数9人) | 総務 9人    | 経済 9人     |         |

ほか7町 (積丹町、幌加内町、天塩町、豊浦町、利尻町、豊頃町、陸別町)

## ○ 議員報酬とは

地方自治法第203条において、普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならないと規定されており、その額及び支給方法は、条例で定めることとされている。議員の報酬は、議会の議員の職務遂行に対する役務の対価であり、給与（生活給）ではないとされている。

全国町村議会議長会においては、議員報酬だけでは生計を維持できないほどの低水準であることから、長との均衡を考慮して定めることを地方自治法に規定することや町村の行財政運営に影響を与えることがないよう財政措置の充実等を図ることなどについて、国に要請を行っている。

## ○ 議員報酬の推移（現行条例制定後）

施行年月日	議 長	副議長	委員長	議 員
昭32. 4. 1～	(年額) 48,000円	(年額) 38,000円	—	(年額) 33,000円
〃33. 4. 1～	(年額) 55,000円	(年額) 47,000円	—	(年額) 36,000円
〃35. 4. 1～	(年額) 町長給料 月額の150%	(年額) 町長給料 月額の120%	—	(年額) 町長給料 月額の100%
〃38. 10. 1～	(年額) 町長給料 年額の100分の14	(年額) 町長給料 年額の100分の12	—	(年額) 町長給料 年額の100分の10
〃40. 4. 1～	(月額) 17,000円	(月額) 14,000円	—	(月額) 12,000円
〃42. 4. 1～	(月額) 18,300円	(月額) 15,300円	—	(月額) 13,300円
〃42. 8. 1～	(月額) 24,600円	(月額) 21,300円	—	(月額) 18,000円
〃43. 7. 1～	(月額) 27,450円	(月額) 23,790円	—	(月額) 20,130円
〃44. 6. 1～	(月額) 31,800円	(月額) 27,800円	—	(月額) 23,800円
〃45. 12. 1～	(月額) 58,000円	(月額) 46,000円	(月額) 41,000円	(月額) 35,000円
〃47. 4. 1～	(月額) 62,000円	(月額) 50,000円	(月額) 45,000円	(月額) 42,000円
〃49. 4. 1～	(月額) 78,000円	(月額) 62,000円	(月額) 50,000円	(月額) 47,000円
〃49. 6. 1～	(月額) 100,000円	(月額) 80,000円	(月額) 70,000円	(月額) 60,000円
〃51. 11. 1～	(月額) 130,000円	(月額) 90,000円	(月額) 80,000円	(月額) 70,000円
〃52. 4. 1～	(月額) 156,000円	(月額) 104,000円	(月額) 94,000円	(月額) 84,000円
〃54. 1. 1～	(月額) 177,000円	(月額) 125,000円	(月額) 114,000円	(月額) 104,000円
〃55. 10. 1～	(月額) 198,000円	(月額) 140,000円	(月額) 128,000円	(月額) 117,000円
〃59. 10. 1～	(月額) 217,000円	(月額) 153,000円	(月額) 140,000円	(月額) 128,000円
〃61. 6. 1～	(月額) 232,000円	(月額) 172,000円	(月額) 157,000円	(月額) 144,000円
平元. 6. 1～	(月額) 248,000円	(月額) 188,000円	(月額) 173,000円	(月額) 158,000円
〃2. 10. 1～	(月額) 270,000円	(月額) 215,000円	(月額) 190,000円	(月額) 173,000円
〃4. 6. 1～	(月額) 298,000円	(月額) 237,000円	(月額) 210,000円	(月額) 189,000円
〃7. 12. 1～	(月額) 321,000円	(月額) 257,000円	(月額) 229,000円	(月額) 205,000円
〃10. 4. 1～	(月額) 330,000円	(月額) 264,000円	(月額) 236,000円	(月額) 212,000円
〃17. 7. 1～	(月額) 323,000円	(月額) 258,000円	(月額) 231,000円	同 上

※昭35.4.1 町長給料月額は、57,640円。昭38.10.1 町長給料年額は、1,200,000円。

○ 他自治体の議員報酬（月額）（令和6年7月1日現在）

区分	議長	副議長	委員長	議員
全国926町村（平均）	297,785円	241,871円	225,933円	219,761円
全道129町（平均）	277,814円	222,827円	203,116円	189,102円
十勝16町（平均）	305,000円	241,875円	216,688円	197,500円

(十勝16町) ※ 議員報酬の降順

町名	人口	議長	副議長	委員長	議員
音更町	42,757人	397,000円	321,000円	290,000円	281,000円
幕別町	25,400人	323,000円	258,000円	231,000円	212,000円
浦幌町	4,125人	318,000円	254,000円	233,000円	212,000円
鹿追町	4,955人	316,000円	249,000円	225,000円	205,000円
芽室町	17,835人	306,000円	244,000円	224,000円	204,000円
士幌町	5,730人	310,000円	245,000円	218,000円	195,000円
上士幌町	4,805人	304,000円	244,000円	218,000円	192,000円
足寄町	6,019人	300,000円	235,000円	210,000円	188,000円
新得町	5,330人	296,000円	233,000円	208,000円	188,000円
本別町	6,112人	292,000円	230,000円	204,000円	185,000円
池田町	5,964人	296,000円	234,000円	204,000円	185,000円
広尾町	5,923人	294,000円	235,000円	210,000円	185,000円
大樹町	5,304人	286,000円	227,000円	203,000円	185,000円
豊頃町	2,908人	281,000円	225,000円	202,000円	185,000円
清水町	8,810人	275,000円	219,000円	195,000円	183,000円
陸別町	2,132人	286,000円	217,000円	192,000円	175,000円

(人口同規模町) ※ 議員報酬の降順

町名	人口	議長	副議長	委員長	議員
七飯町	27,296人	380,000円	310,000円	290,000円	280,000円
新ひだか町	20,356人	340,000円	270,000円	250,000円	240,000円
中標津町	22,327人	306,000円	245,000円	222,500円	200,000円

※ 中標津町は、令和6年9月の改選後から議員定数を18人から15人（3人減）とし、議員報酬を次のとおり改定している。（議長）361,000円（副議長）300,000円（委員長）284,000円（議員）255,000円

○ 特別職等の給料月額（令和6年4月1日現在）

町長	副町長	部長職	課長職	職員
830,000円	684,000円	(平均) 423,200円	(平均) 398,200円	(平均) 304,600円

○ 議員報酬の試算例

(現 行)

(単位 : 円)

定数	議 長	副議長	委員長	議 員	1人当 共済費	報酬総額Ⓐ
19人	323,000	258,000	231,000	212,000	760,260	85,492,940



(試算例) 議員報酬月額を262千円とする場合 (現行の1.235倍)

(単位 : 円)

定数	議 長	副議長	委員長	議 員	1人当 共済費	報酬総額Ⓑ (Ⓑ-Ⓐ)
19人	399,000 (+76,000)	319,000 (+61,000)	285,000 (+54,000)	262,000 (+50,000)	861,180 (+100,920)	104,126,620 (+18,633,680)
18人	同上	同上	同上	同上	同上	98,916,240 (+13,423,300)
17人	同上	同上	同上	同上	同上	93,705,860 (+8,212,920)

(試算例) 議員報酬月額を312千円とする場合 (現行の1.472倍)

(単位 : 円)

定数	議 長	副議長	委員長	議 員	1人当 共済費	報酬総額Ⓒ (Ⓒ-Ⓐ)
19人	475,000 (+152,000)	380,000 (+122,000)	340,000 (+109,000)	312,000 (+100,000)	958,020 (+197,760)	122,765,780 (+37,272,840)
18人	同上	同上	同上	同上	同上	116,628,560 (+31,135,620)
17人	同上	同上	同上	同上	同上	110,491,340 (+24,998,400)

## ○ 議員報酬の試算例

### 【現行】定数19人

① 議長	323,000円×16.6月=5,361,800円	×1人=	5,361,800円
② 副議長	258,000円×16.6月=4,282,800円	×1人=	4,282,800円
③ 委員長	231,000円×16.6月=3,834,600円	×5人=	19,173,000円
④ 議員	212,000円×16.6月=3,519,200円	×12人=	42,230,400円
⑤ 共済費		760,260円×19人=	14,444,940円
		計 (Ⓐ)	85,492,940円

(共済費) 事務費@15,000円+負担金@738,360円+公務災害負担金@6,900円=@760,260円

### 【試算例①－A】定数19人・議員の報酬月額を262千円とする場合（現行の1.235倍）

① 議長	399,000円(76千円増)×16.6月=6,623,400円	×1人=	6,623,400円
② 副議長	319,000円(61千円増)×16.6月=5,295,400円	×1人=	5,295,400円
③ 委員長	285,000円(54千円増)×16.6月=4,731,000円	×5人=	23,655,000円
④ 議員	262,000円(50千円増)×16.6月=4,349,200円	×12人=	52,190,400円
⑤ 共済費		861,180円×19人=	16,362,420円
		計	104,126,620円

(現行との比較) +18,633,680円

(共済費) 事務費@15,000円+負担金@839,280円+公務災害負担金@6,900円=@861,180円

### 【試算例①－B】定数18人・議員の報酬月額を262千円とする場合

① 議長	399,000円(76千円増)×16.6月=6,623,400円	×1人=	6,623,400円
② 副議長	319,000円(61千円増)×16.6月=5,295,400円	×1人=	5,295,400円
③ 委員長	285,000円(54千円増)×16.6月=4,731,000円	×5人=	23,655,000円
④ 議員	262,000円(50千円増)×16.6月=4,349,200円	×11人=	47,841,200円
⑤ 共済費		861,180円×18人=	15,501,240円
		計	98,916,240円

(現行との比較) +13,423,300円

### 【試算例①－C】定数17人・議員の報酬月額を262千円とする場合

① 議長	399,000円(76千円増)×16.6月=6,623,400円	×1人=	6,623,400円
② 副議長	319,000円(61千円増)×16.6月=5,295,400円	×1人=	5,295,400円
③ 委員長	285,000円(54千円増)×16.6月=4,731,000円	×5人=	23,655,000円
④ 議員	262,000円(50千円増)×16.6月=4,349,200円	×10人=	43,492,000円
⑤ 共済費		861,180円×17人=	14,640,060円
		計	93,705,860円

(現行との比較) +8,212,920円

**【試算例②－A】定数19人・議員の報酬月額を312千円とする場合（現行の1.472倍）**

① 議長	475,000円(152千円増) × 16.6月 = 7,885,000円 × 1人 =	7,885,000円
② 副議長	380,000円(122千円増) × 16.6月 = 6,308,000円 × 1人 =	6,308,000円
③ 委員長	340,000円(109千円増) × 16.6月 = 5,644,000円 × 5人 =	28,220,000円
④ 議員	312,000円(100千円増) × 16.6月 = 5,179,200円 × 12人 =	62,150,400円
⑤ 共済費		958,020円 × 19人 = 18,202,380円
	計	122,765,780円
		(現行との比較) + 37,272,840円

(共済費) 事務費@15,000円 + 負担金@936,120円 + 公務災害負担金@6,900円 = @958,020円

**【試算例②－B】定数18人・議員の報酬月額を312千円とする場合**

① 議長	475,000円(152千円増) × 16.6月 = 7,885,000円 × 1人 =	7,885,000円
② 副議長	380,000円(122千円増) × 16.6月 = 6,308,000円 × 1人 =	6,308,000円
③ 委員長	340,000円(109千円増) × 16.6月 = 5,644,000円 × 5人 =	28,220,000円
④ 議員	312,000円(100千円増) × 16.6月 = 5,179,200円 × 11人 =	56,971,200円
⑤ 共済費		958,020円 × 18人 = 17,244,360円
	計	116,628,560円
		(現行との比較) + 31,135,620円

**【試算例②－C】定数17人・議員の報酬月額を312千円とする場合**

① 議長	475,000円(152千円増) × 16.6月 = 7,885,000円 × 1人 =	7,885,000円
② 副議長	380,000円(122千円増) × 16.6月 = 6,308,000円 × 1人 =	6,308,000円
③ 委員長	340,000円(109千円増) × 16.6月 = 5,644,000円 × 5人 =	28,220,000円
④ 議員	312,000円(100千円増) × 16.6月 = 5,179,200円 × 10人 =	51,792,000円
⑤ 共済費		958,020円 × 17人 = 16,286,340円
	計	110,491,340円
		(現行との比較) + 24,998,400円

**【試算例③－A】現行の報酬月額で定数18人（1人減）とする場合**

① 議長	$323,000\text{円} \times 16.6\text{月} = 5,361,800\text{円} \times 1\text{人} = 5,361,800\text{円}$
② 副議長	$258,000\text{円} \times 16.6\text{月} = 4,282,800\text{円} \times 1\text{人} = 4,282,800\text{円}$
③ 委員長	$231,000\text{円} \times 16.6\text{月} = 3,834,600\text{円} \times 5\text{人} = 19,173,000\text{円}$
④ 議員	$212,000\text{円} \times 16.6\text{月} = 3,519,200\text{円} \times 11\text{人} = 38,711,200\text{円}$
⑤ 共済費	$760,260\text{円} \times 18\text{人} = 13,684,680\text{円}$

計 (C)  $81,213,480\text{円}$

(現行との比較C-A)  $\triangle 4,279,460\text{円}$

(共済費) 事務費@15,000円+負担金@738,360円+公務災害負担金@6,900円=@760,260円

**【試算例③－B】現行の報酬月額で定数17人（2人減）とする場合**

① 議長	$323,000\text{円} \times 16.6\text{月} = 5,361,800\text{円} \times 1\text{人} = 5,361,800\text{円}$
② 副議長	$258,000\text{円} \times 16.6\text{月} = 4,282,800\text{円} \times 1\text{人} = 4,282,800\text{円}$
③ 委員長	$231,000\text{円} \times 16.6\text{月} = 3,834,600\text{円} \times 5\text{人} = 19,173,000\text{円}$
④ 議員	$212,000\text{円} \times 16.6\text{月} = 3,519,200\text{円} \times 10\text{人} = 35,192,000\text{円}$
⑤ 共済費	$760,260\text{円} \times 17\text{人} = 12,924,420\text{円}$

計 (C)  $76,934,020\text{円}$

(現行との比較C-A)  $\triangle 8,558,920\text{円}$

**【試算例④－A】定数18人（1人減）で現行の報酬総額程度とする場合（現行の約1.07倍）**

① 議長	$346,000\text{円} (23\text{千円増}) \times 16.6\text{月} = 5,743,600\text{円} \times 1\text{人} = 5,743,600\text{円}$
② 副議長	$276,000\text{円} (18\text{千円増}) \times 16.6\text{月} = 4,581,600\text{円} \times 1\text{人} = 4,581,600\text{円}$
③ 委員長	$247,000\text{円} (16\text{千円増}) \times 16.6\text{月} = 4,100,200\text{円} \times 5\text{人} = 20,501,000\text{円}$
④ 議員	$227,000\text{円} (15\text{千円増}) \times 16.6\text{月} = 3,768,200\text{円} \times 11\text{人} = 41,450,200\text{円}$
⑤ 共済費	$732,060\text{円} \times 18\text{人} = 13,177,080\text{円}$

計 (D)  $85,453,480\text{円}$

(現行との比較D-A)  $\triangle 39,460\text{円}$

(共済費) 事務費@15,000円+負担金@710,160円+公務災害負担金@6,900円=@732,060円

**【試算例④－B】定数17人（2人減）で現行の報酬総額程度とする場合（現行の約1.13倍）**

① 議長	$365,000\text{円} (42\text{千円増}) \times 16.6\text{月} = 6,059,000\text{円} \times 1\text{人} = 6,059,000\text{円}$
② 副議長	$292,000\text{円} (34\text{千円増}) \times 16.6\text{月} = 4,847,200\text{円} \times 1\text{人} = 4,847,200\text{円}$
③ 委員長	$261,000\text{円} (30\text{千円増}) \times 16.6\text{月} = 4,332,600\text{円} \times 5\text{人} = 21,663,000\text{円}$
④ 議員	$240,000\text{円} (28\text{千円増}) \times 16.6\text{月} = 3,984,000\text{円} \times 10\text{人} = 39,840,000\text{円}$
⑤ 共済費	$796,620\text{円} \times 17\text{人} = 13,542,540\text{円}$

計 (D)  $85,951,740\text{円}$

(現行との比較D-A)  $+458,800\text{円}$

(共済費) 事務費@15,000円+負担金@774,720円+公務災害負担金@6,900円=@796,620円

## ○ 議員報酬の改定状況（道内29町）

改定時期			合計
R4.4.～R5.3施行	R5.4～R6.3施行	R6.4～施行	
1町	18町	10町	29町 (22.5%)

※ 合計欄の( )書きは、道内129町に対する割合を示している。

※ 上記の数値は、全国町村議会議長会が実施した実態調査結果（令和6年7月1日現在）に事務局で把握した数値を追加したものである。

## ○ 議員報酬の改定額（道内29町）

議員	改定額				合計
	1万円未満	1万円以上 3万円未満	3万円以上 5万円未満	5万円以上	
議員	4町 (13.8%)	14町 (48.3%)	7町 (24.1%)	4町 (13.8%)	29町 (100%)
改定町	①奥尻町 ②奈井江町 ③浦臼町 ④蘭越町	①仁木町 ②共和町 ③滝上町 ④白糠町 ⑤浜中町 ⑥厚真町 ⑦上士幌町 ⑧福島町 ⑨上川町 ⑩増毛町 ⑪岩内町 ⑫黒松内町 ⑬ニセコ町 ⑭新ひだか町	①置戸町 ②小平町 ③松前町 ④長万部町 ⑤南富良野町 ⑥羅臼町 ⑦浦河町	①弟子屈町 ②釧路町 ③七飯町 ④中標津町	

※ 上記の( )書きは、報酬改定した29町に対する割合を示している。

## ○ 道内の町（人口2万人以上）の議員報酬（月額）

※ 議員報酬額（改定後）の降順、人口は令和6年7月1日現在

町名	人口	議長	副議長	委員長	議員
音更町	42,757人	397,000円	321,000円	290,000円	281,000円
七飯町	27,296人	380,000円	310,000円	290,000円	280,000円
中標津町	22,327人	361,000円	300,000円	284,000円	255,000円
新ひだか町	20,356人	340,000円	270,000円	250,000円	240,000円
幕別町	25,400人	323,000円	258,000円	231,000円	212,000円

(参考) 人口2万人以上

全国平均（135町村）	353,615円	292,619円	274,832円	269,220円
-------------	----------	----------	----------	----------

○ 七飯町（人口27,296人）

(1) 報酬・定数改正状況

施行年月	議長	副議長	委員長	議員	施行年月	定数
平12.4～ 令5.5～	330,000円 380,000円 <b>+50,000円</b>	260,000円 310,000円 <b>+50,000円</b>	240,000円 290,000円 <b>+50,000円</b>	230,000円 280,000円 <b>+50,000円</b>	平19.4～ 令5.5～	18人 14人 <b>△4人</b>

(2) 報酬額の算定方法及び増額の積算根拠

- 報酬額は、全国町村議会議長会から示された原価方式（同じ公選職である町長の活動量に対する議員の活動量の比率を町長給料額に乗じて算出する方法）により算定した。
- 上記算定の結果、報酬額は増額となったが、報酬総額が現在の議会費（予算額）の範囲内で収めることができるとし、一律50,000円の増額とした。
- ※ 「議会活動日数Ⓐ」は、平成30年4月から31年3月まで、令和元年5月から2年4月までの2年間の活動日数を対象とし、1年間の平均活動日数を算出した。
- ※ 「議員活動日数Ⓑ」は、活動の把握は難しいことから、「調査研究・情報収集」及び「住民との接触」をそれぞれ月2日として年間48日とした。

	議長	副議長	委員長	議員
議会活動日数Ⓐ	105日	57日	55日	51日
議員活動日数Ⓑ	48日	48日	48日	48日
議会・議員活動日数Ⓒ=Ⓐ+Ⓑ	153日	105日	103日	99日
町長職務遂行日数Ⓓ		314日		
町長職務遂行日数に対する議員活動日数の割合Ⓔ=Ⓒ/Ⓓ	48%	33%	32%	31%
現在の町長給料月額Ⓕ		920,000円		
原価方式による試算Ⓖ=Ⓔ*Ⓕ	441,000円	303,000円	294,000円	285,000円
現在の議員報酬月額Ⓗ	330,000円	260,000円	240,000円	230,000円
原価方式による試算との差額Ⓘ=Ⓖ-Ⓗ	111,000円	43,000円	54,000円	55,000円

↓ 現行の議会費の予算の範囲内とするため、報酬月額を一律50,000円増額し、原価方式による比率を全国標準となるよう調整した。

改正後の議員報酬月額 ①=②+50,000円	380,000円	310,000円	290,000円	280,000円
町長給料月額に対する比率 ②=①/⑥	41%	34%	32%	30%
全国標準	40～54%	33～37%	公表なし	30～31%

(3) 住民理解を得るための取組等

- 特に実施していない。
- 議長を除く全議員で構成する「議会活性化特別委員会」での議論を経て、町長から特別職報酬等審議会へ諮問し、「5万円の増額は妥当である」旨の答申を受けて、議員発議により条例を改正したものである。

○ 中標津町（人口22,327人）

(1) 報酬・定数改正状況

施行年月	議長	副議長	委員長	議員	施行年月	定数
平8.4～ 令6.9～	306,000円 361,000円 <b>+55,000円</b>	245,000円 300,000円 <b>+55,000円</b>	222,500円 284,000円 <b>+61,500円</b>	200,000円 255,000円 <b>+55,000円</b>	令6.9～	18人 15人 <b>△3人</b>

(2) 報酬額の算定方法及び増額の積算根拠

- 報酬額は、全国町村議会議長会から示された原価方式により算定した。
- 上記算定の結果、議員の報酬月額は現在の200,000円から255,000円（増加率27.5%）となり、委員長の報酬月額は、現在の報酬月額に議員の増加率を乗じることとし、議長及び副議長の報酬月額は、役職としての活動量の増加は想定されないことから、議員と同額の55,000円をそれぞれ増額することとして算定した。

※ 「議会活動・議員活動日数Ⓐ」は、役職無し議員を基準として、令和4年4月から5年3月までの1年間の平均活動日数に改選後の議会改革の取組（常任委員会数を3から2に再編）により増加が見込まれる日数を加算して算出した。

	議員
議会活動・議員活動日数Ⓐ	92日
町長職務遂行日数Ⓑ	305日
町長職務遂行日数に対する議員活動日数の割合Ⓒ=Ⓐ/Ⓑ	30.16%
現在の町長給料月額Ⓓ	847,000円
原価方式による試算Ⓔ=Ⓒ*Ⓓ	255,000円
現在の議員報酬月額Ⓕ	200,000円
原価方式による試算との差額Ⓖ=Ⓔ-Ⓕ	55,000円

← 27.5%増

(3) 住民理解を得るための取組等

- 町内2会場（午後1時からと午後7時から）で議会報告会を開催した。
- 議会改革特別委員会での議論を経て、町長から特別職報酬等審議会へ諮問し、「議員報酬の増額は必要」との答申を受けて、町長提案により条例を改正したものである。

○ 新ひだか町（人口20,356人）

(1) 報酬・定数改正状況

施行年月	議長	副議長	委員長	議員	施行年月	定数
平26. 4～	300,000円	230,000円	210,000円	200,000円	平30. 4～	16人
平31. 4～	320,000円	250,000円	230,000円	220,000円		
令5. 4～	340,000円 +20,000円	270,000円 +20,000円	250,000円 +20,000円	240,000円 +20,000円	令8. 4～	14人

(2) 報酬額の算定方法及び増額の積算根拠

- 平成31年の改定時に、全国町村議会議長会から示された原価方式を用いた試算や人口類似団体との比較などを行った結果、年収ベースで低い水準にあることから報酬月額を40,000円増額することが適当であると判断したが、当時の社会情勢等に鑑み、段階的に20,000円を引き上げることが妥当として、一律20,000円を増額することとした。
- 令和5年の改定では、平成31年の改定を踏まえ、人口類似団体との年収水準を同程度とするため、一律20,000円を増額することとした。

(3) 住民理解を得るための取組等

- 令和5年の改定時には、議会報告会を2日間（1日1会場で計2会場）開催し、住民の意見聴取を行った。
- 町長から特別職報酬等審議会への諮問・答申を受けて、町長提案により、総務文教常任委員会に付託、審議、報告を経て条例を改正したものである。

○ 鋸路町（人口18,499人）

(1) 報酬・定数改正状況

施行年月	議長	副議長	委員長	議員	施行年月	定数
平8.4～	311,000円	249,000円	222,000円	196,000円	平23.11～	16人
令5.11～	397,000円 +86,000円	317,000円 +68,000円	282,000円 +60,000円	250,000円 +54,000円		

(2) 報酬額の算定方法及び増額の積算根拠

- 報酬額は、議員の報酬額を基に役職者に定率の加算率（委員長は1.13倍、副議長は1.27倍、議長は1.59倍）を乗じて算定している。
- 令和5年の改定では、全国町村議会議長会から示された原価方式を用いて算定し、議員報酬を250,000円と定めるとともに、役職者は定率の加算率を乗じて算定した。算定の結果、議員報酬は、全国町村（人口15,000人以上20,000人未満）の議員報酬月額の平均（242,192円）と同程度になった。
- ※ 「議会活動日数Ⓐ」は、過去4年間の実績ベースの平均値を算出した。
- ※ 「議員活動日数Ⓑ」は、各議員の活動量を調査し算出した。

	議員
議会活動日数Ⓐ	51日
議員活動日数Ⓑ	42日
議会・議員活動日数Ⓒ=Ⓐ+Ⓑ	93日
町長職務遂行日数Ⓓ	305日
町長職務遂行日数に対する議員活動日数の割合Ⓔ=Ⓒ/Ⓓ	30.5%
現在の町長給料月額Ⓕ	817,000円
原価方式による試算Ⓖ=Ⓔ*Ⓕ	250,000円
現在の議員報酬月額Ⓗ	196,000円
原価方式による試算との差額Ⓘ=Ⓖ-Ⓗ	54,000円

(3) 住民理解を得るための取組等

- 特に実施していない。
- 議会運営委員会での議論を経て、町長から特別職報酬等審議会へ諮問し、「妥当である」旨の答申を受け、町長提案により条例を改正したものである。

○ 議員報酬を改定した道内29町の改定状況（改定の施行年月順）

	町名	施行年月	議長	副議長	委員長	議員
1	仁木町 (3,216人)	令4.4～	239,000円 258,000円 <b>+19,000円</b>	193,000円 206,000円 <b>+13,000円</b>	178,000円 188,000円 <b>+10,000円</b>	160,000円 175,000円 <b>+15,000円</b>
2	新ひだか町 (20,356人)	令5.4～	320,000円 340,000円 <b>+20,000円</b>	250,000円 270,000円 <b>+20,000円</b>	230,000円 250,000円 <b>+20,000円</b>	220,000円 240,000円 <b>+20,000円</b>
3	共和町 (5,382人)	令5.4～	267,000円 282,000円 <b>+15,000円</b>	210,000円 221,000円 <b>+11,000円</b>	191,000円 201,000円 <b>+10,000円</b>	177,000円 187,000円 <b>+10,000円</b>
4	滝上町 (2,231人)	令5.4～	250,000円 263,000円 <b>+13,000円</b>	200,000円 210,000円 <b>+10,000円</b>	183,000円 193,000円 <b>+10,000円</b>	168,000円 179,000円 <b>+11,000円</b>
5	奥尻町 (2,227人)	令5.4～	225,000円 234,000円 <b>+9,000円</b>	180,000円 194,000円 <b>+14,000円</b>	166,000円 174,000円 <b>+8,000円</b>	162,000円 170,000円 <b>+8,000円</b>
6	七飯町 (27,296人)	令5.5～	330,000円 380,000円 <b>+50,000円</b>	260,000円 310,000円 <b>+50,000円</b>	240,000円 290,000円 <b>+50,000円</b>	230,000円 280,000円 <b>+50,000円</b>
7	置戸町 (2,566人)	令5.5～	264,000円 315,000円 <b>+51,000円</b>	207,000円 247,000円 <b>+40,000円</b>	190,000円 227,000円 <b>+37,000円</b>	176,000円 210,000円 <b>+34,000円</b>
8	浦河町 (11,289人)	令5.5～	255,000円 285,000円 <b>+30,000円</b>	203,000円 233,000円 <b>+30,000円</b>	184,000円 214,000円 <b>+30,000円</b>	175,000円 205,000円 <b>+30,000円</b>
9	白糠町 (7,040人)	令5.5～	295,000円 313,600円 <b>+18,600円</b>	237,000円 255,600円 <b>+18,600円</b>	212,000円 230,600円 <b>+18,600円</b>	186,000円 204,600円 <b>+18,600円</b>
10	浜中町 (5,293人)	令5.5～	295,000円 313,600円 <b>+18,600円</b>	236,000円 254,600円 <b>+18,600円</b>	210,000円 228,600円 <b>+18,600円</b>	186,000円 204,600円 <b>+18,600円</b>
11	厚真町 (4,266人)	令5.5～	281,000円 300,000円 <b>+19,000円</b>	223,000円 240,000円 <b>+17,000円</b>	200,000円 220,000円 <b>+20,000円</b>	180,000円 200,000円 <b>+20,000円</b>
12	上士幌町 (4,805人)	令5.5～	261,000円 304,000円 <b>+43,000円</b>	210,000円 244,000円 <b>+34,000円</b>	187,000円 218,000円 <b>+31,000円</b>	165,000円 192,000円 <b>+27,000円</b>
13	小平町 (2,723人)	令5.5～	208,000円 260,000円 <b>+52,000円</b>	176,000円 220,000円 <b>+44,000円</b>	160,000円 200,000円 <b>+40,000円</b>	152,000円 190,000円 <b>+38,000円</b>
14	奈井江町 (4,763人)	令5.5～	262,000円 276,000円 <b>+14,000円</b>	208,000円 219,000円 <b>+11,000円</b>	190,000円 200,000円 <b>+10,000円</b>	174,000円 183,000円 <b>+9,000円</b>
15	浦臼町 (1,585人)	令5.5～	268,000円 278,000円 <b>+10,000円</b>	212,000円 220,000円 <b>+8,000円</b>	195,000円 202,000円 <b>+7,000円</b>	177,000円 184,000円 <b>+7,000円</b>

	町 名	施行年月日	議 長	副議長	委員長	議 員
16	松前町 (5, 906人)	令 5 . 7 ~	270, 000円 300, 000円 <b>+30, 000円</b>	210, 000円 240, 000円 <b>+30, 000円</b>	190, 000円 220, 000円 <b>+30, 000円</b>	180, 000円 210, 000円 <b>+30, 000円</b>
17	福島町 (3, 430人)	令 5 . 9 ~	278, 000円 321, 000円 <b>+43, 000円</b>	222, 000円 257, 000円 <b>+35, 000円</b>	201, 000円 233, 000円 <b>+32, 000円</b>	187, 000円 216, 000円 <b>+29, 000円</b>
18	釧路町 (18, 499人)	令 5 . 11 ~	311, 000円 397, 000円 <b>+86, 000円</b>	249, 000円 317, 000円 <b>+68, 000円</b>	222, 000円 282, 000円 <b>+60, 000円</b>	196, 000円 250, 000円 <b>+54, 000円</b>
19	黒松内町 (2, 485人)	令 5 . 11 ~	246, 000円 266, 000円 <b>+20, 000円</b>	194, 000円 214, 000円 <b>+20, 000円</b>	173, 000円 193, 000円 <b>+20, 000円</b>	164, 000円 184, 000円 <b>+20, 000円</b>
20	弟子屈町 (6, 498人)	令 6 . 4 ~	292, 000円 330, 000円 <b>+38, 000円</b>	234, 000円 280, 000円 <b>+46, 000円</b>	209, 000円 265, 000円 <b>+56, 000円</b>	184, 000円 250, 000円 <b>+66, 000円</b>
21	長万部町 (4, 809人)	令 6 . 4 ~	250, 000円 290, 000円 <b>+40, 000円</b>	205, 000円 240, 000円 <b>+35, 000円</b>	185, 000円 220, 000円 <b>+35, 000円</b>	175, 000円 210, 000円 <b>+35, 000円</b>
22	上川町 (3, 160人)	令 6 . 4 ~	249, 300円 278, 000円 <b>+28, 700円</b>	208, 600円 232, 000円 <b>+23, 400円</b>	190, 600円 212, 000円 <b>+21, 400円</b>	179, 800円 200, 000円 <b>+20, 200円</b>
23	南富良野町 (2, 266人)	令 6 . 4 ~	240, 000円 270, 000円 <b>+30, 000円</b>	191, 000円 230, 000円 <b>+39, 000円</b>	174, 000円 216, 000円 <b>+42, 000円</b>	161, 000円 200, 000円 <b>+39, 000円</b>
24	増毛町 (3, 658人)	令 6 . 4 ~	243, 000円 270, 000円 <b>+27, 000円</b>	198, 000円 220, 000円 <b>+22, 000円</b>	185, 000円 205, 000円 <b>+20, 000円</b>	176, 000円 195, 000円 <b>+19, 000円</b>
25	二七コ町 (5, 055人)	令 6 . 4 ~	258, 000円 269, 000円 <b>+11, 000円</b>	205, 000円 215, 000円 <b>+10, 000円</b>	184, 000円 191, 000円 <b>+7, 000円</b>	170, 000円 186, 000円 <b>+16, 000円</b>
26	羅臼町 (4, 287人)	令 6 . 4 ~	222, 000円 278, 000円 <b>+56, 000円</b>	178, 000円 223, 000円 <b>+45, 000円</b>	159, 000円 199, 000円 <b>+40, 000円</b>	148, 000円 185, 000円 <b>+37, 000円</b>
27	蘭越町 (4, 427人)	令 6 . 4 ~	257, 000円 267, 000円 <b>+10, 000円</b>	205, 000円 210, 000円 <b>+5, 000円</b>	185, 000円 190, 000円 <b>+5, 000円</b>	172, 000円 177, 000円 <b>+5, 000円</b>
28	中標津町 (22, 327人)	令 6 . 9 ~	306, 000円 361, 000円 <b>+55, 000円</b>	245, 000円 300, 000円 <b>+55, 000円</b>	222, 500円 284, 000円 <b>+61, 500円</b>	200, 000円 255, 000円 <b>+55, 000円</b>
29	岩内町 (10, 983人)	令 7 . 4 ~	282, 000円 290, 000円 <b>+8, 000円</b>	226, 000円 235, 000円 <b>+9, 000円</b>	202, 000円 217, 000円 <b>+15, 000円</b>	185, 000円 200, 000円 <b>+15, 000円</b>

○ 原価方式による議員報酬額の算定（試算）

議員報酬月額の算定式	
議会・議員の活動日数	□ 日
首長の職務遂行日数 モデル：305日	× 首長の給料月額 830,000円 = 議員報酬月額 □ 円

(1) 議会の活動日数

① 本会議・委員会・協議調整の場・派遣 46日

② 本会議 ① 常任委員会 ② 特別委員会 ③ 議会運営委員会 ④ 全員協議会 ⑤ 議員派遣 ⑥ 委員派遣

② 法定外会議・住民との対話等 6日

② 会派代表者会議 ① 議会としての住民対話（議会報告会・出前講座）② 研修会 ③ 他自治体の視察受入

(2) 議員の活動日数

① 日常の議員活動 □ 日

② ①と②に付随する活動（議案の精読、議案の作成・提出、一般質問・質疑・討論準備、各種報告書の作成、議会活動に係る調査研究等）

① 議員としての住民対話（請願・陳情対応、住民からの相談対応、情報収集、広報活動等）  
② 公的行事への出席

氏名	(1) 議会の活動日数	(2) 議員の活動日数								合計 (1)+(2)	上記の算定式による議員報酬月額（百円未満四捨五入）		
		② 議員活動に付隨する活動				① 議員としての住民対話							
		議案の精読、議案の作成・提出	一般質問・質疑・討論準備	各種報告書の作成	議会活動に係る調査研究等	請願・陳情対応	住民からの相談対応	情報収集	広報活動等				
A議員	52日	日	日	日	日	日	日	日	日	131日	183日 498,000円		
B議員	52日	日	日	日	日	日	日	日	日	130日	182日 495,300円		
C議員	52日	日	日	日	日	日	日	日	日	121日	173日 470,800円		
D議員	52日	4日	24日	日	32日	日	20日	20日	12日	8日	120日	172日 468,100円	
E議員	52日	日	日	日	日	日	日	日	日	101日	153日 416,400円		
F議員	52日	日	日	日	日	日	日	日	日	89日	141日 383,700円		
G議員	52日	日	日	日	日	日	日	日	日	81日	133日 361,900円		
平均	52日	日	日	日	日	日	日	日	日	110日	162日 440,900円		

○ 北海道最低賃金・人事院勧告・議員報酬等の推移

年度	北海道最低賃金 (時間額)	人事院勧告 月例給改定率	議長 報酬月額	議員 報酬月額	町長 給料月額
昭47	126円	(+10.68%)	62,000円 (+ 6.9%)	42,000円 (+20.0%)	250,000円 (+ 8.7%)
〃48	152円 (+20.6%)	(+15.39%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	270,000円 (+ 8.0%)
〃49	195円 (+28.3%)	(+29.64%)	78,000円 (+25.8%)	47,000円 (+11.9%)	310,000円 (+14.8%)
			100,000円 (+28.2%)	60,000円 (+27.7%)	403,000円 (+30.0%)
〃50	232円 (+19.0%)	(+10.85%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃51	253円 (+ 9.1%)	(+ 6.94%)	130,000円 (+30.0%)	70,000円 (+16.7%)	470,000円 (+16.6%)
〃52	277円 (+ 9.5%)	(+ 6.92%)	156,000円 (+20.0%)	84,000円 (+20.0%)	520,000円 (+10.6%)
〃53	295円 (+ 6.5%)	(+ 3.84%)	177,000円 (+13.5%)	104,000円 (+23.8%)	同上 (± 0.0%)
〃54	314円 (+ 6.4%)	(+ 3.70%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	550,000円 (+ 5.8%)
〃55	336円 (+ 7.0%)	(+ 4.61%)	198,000円 (+11.9%)	117,000円 (+12.5%)	580,000円 (+ 5.5%)
〃56	359円 (+ 6.8%)	(+ 5.23%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃57	380円 (+ 5.8%)	(+ 4.58%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃58	394円 (+ 3.7%)	(+ 6.47%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃59	403円 (+ 2.3%)	(+ 6.44%)	217,000円 (+ 9.6%)	128,000円 (+ 9.4%)	630,000円 (+ 8.6%)
〃60	418円 (+ 3.7%)	(+ 5.74%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃61	430円 (+ 2.9%)	(+ 2.31%)	232,000円 (+ 6.9%)	144,000円 (+12.5%)	675,000円 (+ 7.1%)
〃62	440円 (+ 2.3%)	(+ 1.47%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃63	453円 (+ 3.0%)	(+ 2.35%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
平元	472円 (+ 4.2%)	(+ 3.11%)	248,000円 (+ 6.9%)	158,000円 (+ 9.7%)	720,000円 (+ 6.7%)
〃2	495円 (+ 4.9%)	(+ 3.67%)	270,000円 (+ 8.9%)	173,000円 (+ 9.5%)	785,000円 (+ 9.0%)
〃3	520円 (+ 5.1%)	(+ 3.71%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃4	542円 (+ 4.2%)	(+ 2.87%)	298,000円 (+10.4%)	189,000円 (+ 9.2%)	855,000円 (+ 8.9%)
〃5	559円 (+ 3.1%)	(+ 1.92%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃6	572円 (+ 2.3%)	(+ 1.18%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃7	586円 (+ 2.4%)	(+ 0.90%)	321,000円 (+ 7.7%)	205,000円 (+ 8.5%)	915,000円 (+ 7.0%)
〃8	598円 (+ 2.0%)	(+ 0.95%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃9	611円 (+ 2.2%)	(+ 1.02%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃10	622円 (+ 1.8%)	(+ 0.76%)	330,000円 (+ 2.8%)	212,000円 (+ 3.4%)	938,000円 (+ 2.5%)
〃11	628円 (+ 1.0%)	(+ 0.28%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃12	633円 (+ 0.8%)	(+ 0.12%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃13	637円 (+ 0.6%)	(+ 0.08%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃14	同上 (± 0.0%)	(△ 2.03%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	908,000円 (△ 3.2%)
〃15	同上 (± 0.0%)	(△ 1.07%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	872,000円 (△ 4.0%)
〃16	638円 (+ 0.2%)	改定なし	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃17	641円 (+ 0.5%)	(△ 0.36%)	323,000円 (△ 2.1%)	同上 (± 0.0%)	833,000円 (△ 4.5%)
〃18	644円 (+ 0.5%)	改定なし	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃19	654円 (+ 1.6%)	(+ 0.35%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃20	667円 (+ 2.0%)	改定なし	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃21	678円 (+ 1.6%)	(△ 0.22%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	830,000円 (△ 0.4%)
〃22	691円 (+ 1.9%)	(△ 0.19%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃23	705円 (+ 2.0%)	(△ 0.23%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃24	719円 (+ 2.0%)	改定なし	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃25	734円 (+ 2.1%)	改定なし	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃26	748円 (+ 1.9%)	(+ 0.27%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃27	764円 (+ 2.1%)	(+ 0.36%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃28	786円 (+ 2.9%)	(+ 0.17%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃29	810円 (+ 3.1%)	(+ 0.15%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃30	835円 (+ 3.1%)	(+ 0.16%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
令元	861円 (+ 3.1%)	(+ 0.09%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃2	同上 (± 0.0%)	改定なし	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃3	889円 (+ 3.3%)	改定なし	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃4	920円 (+ 3.5%)	(+ 0.23%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃5	960円 (+ 4.3%)	(+ 0.96%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)
〃6	1,010円 (+ 5.2%)	(+ 2.76%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)	同上 (± 0.0%)

※ 北海道最低賃金、議長報酬月額、議員報酬月額及び町長給料月額の( )書きは、前年度対比である。

※   対前年度比(増)   対前年度比(増減なし)   対前年度比(減)